

千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 概要

都市計画施設等の区域内における建築の規制を趣旨とする都市計画法第53条の施行に関し、同法、都市計画法施行令及び都市計画法施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めている千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則について、押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号通知別紙1）に基づき、押印等の見直しが必要となることから、千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則を制定する。

2. 改正内容

- 別記第3号様式中「印」を削る。
- 別記第5号様式中「㊟」を削り、同様式の注1を削り、同様式の注2を同様式の注とする。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。